

低炭素促進法に基づく認定等の手数料一覧

R4.12.22 現在

I 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

II 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定申請手数料

1 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出ない場合

1 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出ない場合

(1) 戸建住宅の申請の場合及び、共同住宅等又は複合建築物の住戸部分(表1)

(1) 戸建住宅の申請の場合及び、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住戸部分(表4)

区 分		評価機関の適合証がある場合	倉敷市に直接申請する場合
戸 建 住 宅			
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の合計	1戸のもの	4,500円	33,300円
	1戸を超え5戸以内のもの	9,100円	67,400円
	5戸を超え10戸以内のもの	15,700円	94,900円
	10戸を超え25戸以内のもの	26,100円	133,000円
	25戸を超え50戸以内のもの	43,800円	191,000円
	50戸を超え100戸以内のもの	78,500円	275,000円
	100戸を超え200戸以内のもの	124,000円	372,000円
	200戸を超え300戸以内のもの	157,000円	488,000円
300戸を超えるもの	167,000円	573,000円	

区 分		評価機関の適合証がある場合	倉敷市に直接申請する場合
戸 建 住 宅			
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の合計	1戸のもの	2,200円	16,600円
	1戸を超え5戸以内のもの	4,500円	33,700円
	5戸を超え10戸以内のもの	7,800円	47,400円
	10戸を超え25戸以内のもの	13,000円	66,500円
	25戸を超え50戸以内のもの	21,900円	95,500円
	50戸を超え100戸以内のもの	39,200円	137,500円
	100戸を超え200戸以内のもの	62,000円	186,000円
	200戸を超え300戸以内のもの	78,500円	244,000円
300戸を超えるもの	83,500円	286,500円	

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用廊下部分(表2)

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用廊下部分(表5)

区 分		評価機関の適合証がある場合	倉敷市に直接申請する場合
共用廊下等の部分の床面積の合計	300㎡以内のもの	9,100円	106,000円
	300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,100円	176,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,500円	274,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	124,000円	352,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	157,000円	421,000円
	25,000㎡を超えるもの	196,000円	490,000円

(表2)に掲げる共同廊下等の部分に係る床面積の合計の区分、かつ、適合証の有無に応じ定める額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)

(3) 非住宅建築物の申請の場合(表3)

(3) 非住宅建築物の申請の場合(表6)

区 分		評価機関の適合証がある場合	倉敷市に直接申請する場合
非住宅建築物の床面積の合計	300㎡以内のもの	9,100円	235,000円
	300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000円	293,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,100円	375,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,500円	534,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	124,000円	656,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	157,000円	773,000円
	25,000㎡を超えるもの	196,000円	882,000円

(表3)に掲げる非住宅部分に係る床面積の合計、かつ、適合証の有無の区分に応じ定める額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)
--

(4) 共同住宅等の申請の場合

(4) 共同住宅等の申請の場合

(表1)の該当する住戸の数の合計による額+(表2)の該当する共用廊下等の部分の床面積の合計による額

I-1-(4)の算定方法により得た額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)

(5) 複合建築物の全体の申請の場合

(5) 複合建築物の全体の申請の場合

(表1)の該当する住戸の数の合計による額+(表2)の該当する共用廊下等の部分の床面積の合計による額+(表3)の該当する非住宅部分の床面積の合計

I-1-(5)の算定方法により得た額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)

(6) 複合建築物の住宅部分の申請の場合

(6) 複合建築物の住宅部分の申請の場合

(表1)の該当する住戸の数の合計による額による額

I-1-(6)の算定方法により得た額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)

(7) 複合建築物の非住宅部分の申請の場合

(7) 複合建築物の非住宅部分の申請の場合

(表3)の該当する非住宅部分の床面積の合計による額

I-1-(7)の算定方法により得た額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)

2 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出る場合

2 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出る場合

上記 I-1 の該当する額+建築確認申請手数料

上記 II-1 の該当する額+建築確認申請手数料